

たかおか

特集

デジタルシフトでアフターコロナに対応
新しい働き方のスタイル「テレワーク」

メンバーズニュース

- revillon
- 洋食 no ARIKA

経営相談 税務・労務Q&A

税務●新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への
税制面での支援について

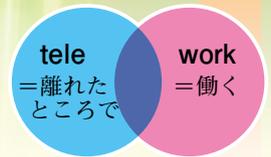
労務●試用期間中の従業員の解雇に解雇予告や解雇予告手当
の支払は必要か

談話室●読書の効用



デジタルシフトでアフターコロナに対応

新しい働き方のスタイル『テレワーク』



新型コロナウイルスの影響により新しい生活様式の確立が求められており、職場においては新しい働き方としてテレワークに注目が集まっています。テレワークとは、「ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」と定義されています。

あらかじめ定められた勤務場所(一般的にはオフィス)で、例えば9時から17時まで定められた時間に勤務するという、固定された「勤務場所」と「勤務時間」に基づくこれまでの働き方に対して、テレワークはICTを活用することによって、働く場所と時間を働く人が柔軟に選べるようにした働き方です。もちろん、テレワークという働き方は、従来のオフィス中心の働き方を否定するものではなく、柔軟な働き方を選択肢のひとつとして加えることによって、働き方の質を高めるといえるのです。

今回はテレワークをテーマに取り上げ、ビジネスのIT化の一例をご紹介します。

テレワークの効果やメリットは？

テレワークには、今回注目を浴びている新型コロナウイルス対策となるBCP(事業継続計画)対策だけでなく、左図のように様々な効果・メリットがあります。

企業にとってのテレワークの効果



1. 業務生産性の向上

予定外の打ち合わせや訪問、周囲の会話などに

よって中断が入ることがなく、作業に集中しやすい環境を作ることができます。

2. 新規雇用・離職防止

テレワークで働きやすい環境を整備することにより、優秀な人材の採用がしやすくなります。またテレワークによる在宅勤務制度があれば、出産・育児・介護あるいは配偶者の転勤など家庭の事情がある従業員も就業を継続しやすくなります。

3. 社員のワーク・ライフ・バランス向上

テレワークを利用することによって、通勤に必要だった時間を自己啓発や健康管理のための睡眠、家族と共に過ごす時間に利用することができます。

4. コスト削減・節電

テレワークの導入はオフィススペースコスト(家賃等)の削減に結びつけることが可能です。顧客先や現場に直行・直帰すれば、移動時間の削減につながり、交通費や残業代も削減できます。テレワークを導入した多くの企業が残業代が10%以上減少しているというデータもあります。

5. 事業継続性確保(BCP対策)

自然災害やパンデミック発生時など、普段から在宅勤務をしていれば、非常事態が発生しても在宅勤務で事業継続が可能となります。

テレワーク導入の進め方

テレワーク導入にあたっては①労務管理方法、②情報通信機器・システム、③テレワーカーの執務環境の3つの側面から必要事項を検討することが大切だと言われています。

① 労務管理方法

多くの企業では週数日の実施が多いため、現行の労務管理ルールをあまり変更しない場合がほとんどです。ただし、時間管理の方法や労働災害の基準、評価制度などについては検討が必要になります。

② 情報通信機器・システム

情報セキュリティに配慮したパソコン、タブレット端末等のモバイル機器と通信回線の導入が必要となります。業務を進めるためのITシステムは、クラウドサービスを活用することでコストを抑えることも可能です。今話題の「Zoom」のようなオンライン会議システムを利用すれば相互にコミュニケーションをとることもできます。

③ テレワーカーの執務環境

従業員の健康に配慮した環境や、情報セキュリティの確保が重要です。また、通信環境や光熱費負担については、会社負担を基調としつつ、事前に取り決めておく必要があります。

時代の変化にIT化で対応を

これからの時代、テレワークやオンライン会議の普及、キャッシュレス化、EC(ネット通販)の拡大など、ますますIT化は進んでいきます。IT投資を行い、業務効率を上げるとともに新しい時代にあわしいビジネスのやり方や働き方に転換する時期が来ていると言えます。国はテレワークの導入などビジネスのIT化に関して、補助金(働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)やIT導入補助金)の交付や相談センターの開設など様々な施策を推進し

テレワークなどのIT化サポート事業(専門家からの指導・助言)

テレワークマネージャー相談事業【総務省】

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が、WEB会議・電話にて、テレワークに適したシステムや情報セキュリティ、勤怠労務管理、その他テレワーク全般に関する情報提供・相談を無料でを行います。



支援期間 令和3年3月31日(水)まで

費用 コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

問合せ先 テレワークマネージャー相談事業事務局
 (株)NTTデータ経営研究所 ☎03-5213-4032

中小企業デジタル化応援隊事業【中小企業基盤整備機構】

※7月1日現在準備中。詳細が決まりましたら中小機構HP等でご案内します。
 テレワークやEC等の活用についてIT専門家が助言等を行います。

ています。目下の新型コロナウイルス対策に限らず、効率化を図り企業力を上げるための取組として、ビジネスのIT化を検討し、新しい働き方やビジネスのやり方を構築してみたいかがででしょうか。
 参考・厚生労働省「テレワーク総合ポータルサイト」
<https://telework.mhlw.go.jp/>
 厚生労働省委託事業「テレワーク相談センター」
<https://www.tw-sodan.jp/index.html>

働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)

時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

支給対象となる取組 ※いずれか1つ以上実施

- テレワーク用通信機器の導入・運用
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額 対象経費の合計額×補助率

※成果目標の達成状況に応じて助成
 「1人当たりの上限額」×対象労働者数又は
 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

申請期限 12月1日(火)(予算制約で事前に締め切る場合あり)

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3 / 4	1 / 2
1人当たりの上限額	40万円	20万円
1企業当たりの上限額	300万円	200万円



【問合せ先】テレワーク相談センター ☎0120-91-6479

IT導入補助金

テレワーク導入や業務改善の費用
についてお悩みの事業者の皆様へ

中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツールを導入するための経費の一部を補助します。さらに、特別枠(C類型)では、昨今の新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策及び拡大防止に向け、具体的な対策(テレワーク環境の整備等)に取り組む事業者によるITツールの導入を優先的に支援します。

事業類型	A 類型	B 類型	特別枠 (C 類型)
補助上限額・下限額	30～150万円未満	150～450万円	30～450万円
補助率	1/2		2/3又は3/4
補助対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等		左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件(一部事業者は加点要件)とします。

想定される活用例

【各類型共通】

悩み1

定期的なルーチンワーク
が負担
解決する IT ツール



自動化・効率化ツール

定型処理作業をRPA等の自動化ツールを利用し自動化。担当者の負担を軽減します。

悩み2

社内の情報共有が
うまくいかない
解決する IT ツール



グループウェア

「スケジュール」「文書管理」「ワークフロー」など、さまざまな機能が付随するグループウェア導入で、社員間の情報共有を円滑に。

悩み3

経理関係の手作業を
何とかしたい
解決する IT ツール



財務会計 自動化・効率化ツール

仕訳のルールを学習し、自動化できる会計ツールを導入。外部システムと連携することで伝票の二重入力も不要に。

悩み4

顧客へのアプローチが
できていない
解決する IT ツール



顧客管理 マーケティング

常連顧客がスムーズに商品を注文しやすくなるツールを導入。さらに過去の販売実績をもとにキャンペーン情報を発信する環境を整備。

【特別枠(C類型)】

例①小売業において、クラウド型の在庫管理ツールを導入し、テレワーク環境下での業務を実現

例②学習塾において、オンライン授業配信ツールや、生徒情報管理ツールを導入し、同時にタブレットをレンタルし、非対面型のサービスを実現

※PC・タブレット等のハードウェアにかかる レンタル費用は補助対象、PC・タブレット等の購入費用は対象外

申請・導入の3STEP

STEP1

支援期間(お近くのよろづ支援拠点・商工会・商工会議所・ITコーディネーター等)に経営課題や課題解決のためのITツールを相談

STEP2

導入したいITツールやIT導入支援事業者を決定し、IT導入支援事業者の支援のもとホームページから申請に必要な情報を提出

STEP3

審査を経て採択されれば、ITツールを導入・活用
(補助事業の実施)

中小企業・小規模事業者等のみなさまの「お悩みに効く」ITツールの機能をご紹介します!

漠然と日々の業務に悩み・課題を抱えているが、どのような手を打てばいいのかイメージができない、自社に必要な機能がわからないという方はIT導入補助金HPの「業種別お悩み解決ITツールの機能」(右記QRコード)をご参照ください。



補助対象者(各類型共通) 中小企業、小規模事業者

申請締切 7月10日(金)

※7月10日の締切後も申請受付を継続し、令和2年度内に複数回締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。(制度内容、予定は変更となる場合があります。)

【問合せ先】サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター ☎0570-666-424



PHOTO LIBRARY



6.7

伏木テイクアウトマルシェが開催

地元の味が詰まった弁当に行列ができる

伏木地区の食と文化を発信するとともに、地元の住民や飲食店を元気付けようと、伏木地区の飲食店の料理をドライブスルー形式で販売する「テイクアウトマルシェ伏木」がJR伏木駅前観光駐車場で開かれ、大勢の住民らで賑わった。ラーメン店や料亭など9店舗の地域色豊かな弁当が並び、用意した225食が開始から30分ほどで完売した。弁当は各店舗が25食ずつ、いずれも千円で販売。好評だったことから、第2弾の開催も予定している。



6.6

オタヤ子ども広場がオープン

中心市街地の新たな交流スペースに

県産材の木製遊具などを整備した「オタヤ子ども広場」が御旅屋セリオ3階にオープンし、子どもたちが元気いっぱい体を動かした。中心市街地における子育て支援環境の充実や御旅屋セリオの多様な交流による賑わいづくりを目的とした施設で、マットを敷いた約500㎡のスペースに、トンネルや平均台などの木製遊具や高さ約2.7mのボルダリング用の壁を設置している。開場時間は土・日曜日と祝日の午前10時から午後4時までで、無料で利用できる。

PHOTO LIBRARY